

道内他都市（4市）の「答申」・「提言書」の主な内容

	札幌市	函館市	富良野市	帯広市
答申・提言書	令和元年12月答申	令和元年12月提言	令和2年3月提言	令和2年12月提言
財源の在り方	宿泊税が妥当	宿泊税が望ましい	宿泊税が最も条件に合致	宿泊税が妥当
課税客体等	納税義務者は宿泊施設の宿泊者 ホテル、旅館、簡易宿所、民泊を課税 対象施設とすべき	宿泊行為に課税する宿泊税が望まし い	ホテル、旅館、簡易宿所、民泊への宿 泊行為	ホテル、旅館、簡易宿所、民間を課税 客体とし、納税義務者は当該施設への 宿泊者とすべき
徴収方法等	宿泊事業者による特別徴収が適当	特別徴収義務者となる宿泊事業者へ の事務負担が想定	特別徴収義務者（宿泊事業者）	特別徴収義務者を宿泊事業者等とす べき
税率・税額	現時点では定額制の意見が多数を占 めた (金額未記載)	課税免除対象等について、導入他都市 の事例や宿泊事業者の意見も聞きな がら検討 (金額未記載)	具体の税額を提言するまでには至ら なかった。北海道との調整や地元宿泊 事業者の意見聴取を経た上で決定（概 ね1人1泊200円の確保が必要。定額 制で導入することが望ましい）	定額制とすべき (金額未記載)
免税点	免税点を設けるべきではない	導入他都市の事例や宿泊事業者の意 見も聞きながら検討	免税点は設けない	免税点を設けるべきではない
課税免除	修学旅行は教育目的であり公益性が 高いこと、また、修学旅行生が将来的 な札幌市の観光客になり得ることな どを踏まえた検討が必要	課税免除対象等について、導入他都市 の事例や宿泊事業者の意見も聞きな がら検討	公益性が認められる学校教育事業「修 学旅行及び研修旅行」については課税 免除とする	修学旅行等の学校行事は教育目的で あり、公益性が高いことなどを考慮 し、免除すべき
入湯税との調 整	納税者にとって過重な負担とならな いよう、一定の調整を検討する必要が ある	入湯税の軽減についても必要に応じ て検討	入湯税の減額はしない	入湯税の用途と重複することがない よう調整する必要がある
導入時期	観光需要に影響を及ぼすことがない よう、国際情勢や経済状況にも考慮し ながら、その導入時期を検討する必要 がある	実際の導入までには、議会の条例可決 を経て総務大臣の同意を得る必要が あることや、十分な周知期間が必要で あること等、一定の時間を要すること が想定される	制度の導入時期については、今後の市 場動向を踏まえ判断いただきたい	新型コロナウイルス感染症の動向を しっかりと注視し、北海道や他都市の 検討状況なども十分に見極めながら 判断していく必要がある